



# 埼玉県報

第266号  
令和3年(2021年)  
12月3日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県消防学校校則の一部を改正する規則（消防課）
- 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（温暖化対策課）

### 告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 久喜都市計画及び加須都市計画下水道の変更の案の縦覧（下水道事業課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定告示（熊谷県税事務所）
- 一般国道299号の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 一般国道299号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 令和3年度第3回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）

## 規 則

埼玉県消防学校校則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第七十七号

埼玉県消防学校校則の一部を改正する規則

埼玉県消防学校校則（昭和五十三年埼玉県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「あひせ」を「あせ」に改め、「あ」を削る。

様式第二号中「あ」を削る。

様式第三号中「あひせ」を「あせ」に改め、「あ」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県消防学校校則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第七十八号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第二十七条」の下に「及び附則第四項」を加える。

第二十六条第一項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 ガス温水機器（省エネ法施行令第十八条第十四号に掲げるガス温水機器をいう。）

七 石油温水機器（省エネ法施行令第十八条第十五号に掲げる石油温水機器をいう。）

第二十六条第一項に次の一号を加える。

九 電気温水機器（省エネ法施行令第十八条第二十六号に掲げる電気温水機器をいう。）

附則に次の一項を加える。

（第二十七条で定める表示の様式の取扱い）

4 経済産業省告示で定める様式の改正及び追加（以下この項において「改正等」という。）が行われた場合における第二十七条の規定の適用について必要な措置に関しては、当該改正等の際の経済産業省告示の経過措置の例による。

### 附 則

この規則は、令和四年六月一日から施行する。ただし、附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

## 告示

### 埼玉県告示第千三百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヴェルモ志木

埼玉県志木市本町六丁目二千二百三十一番一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾主哉

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

（変更後）株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方宏司

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾主哉

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一 外 計六者

（変更後）株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方宏司

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一 外 計六者

#### ハ 変更年月日

令和二年一月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年十一月十七日

#### 二 縦覧期間

令和三年十二月三日から令和四年四月三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月三日から令和四年四月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第千三百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

若葉ウオーク

埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目二番地外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 未定

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計二十六者

#### ハ 変更年月日

令和三年七月十六日外

#### ニ 届出年月日

令和三年十一月十八日

#### 二 縦覧期間

令和三年十二月三日から令和四年四月三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和三年十二月三日から令和四年四月三日まで

##### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第千三百十三号

令和三年埼玉県告示第八百三十一号で公示した公共測量は、令和三年十一月十五日終了した旨測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百十四号

令和三年埼玉県告示第千百四号で公示した公共測量は、令和三年十月十四日終了した旨測量計画機関である川越市上下水道局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百十五号

測量計画機関である坂戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

坂戸市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

### 三 作業地域

坂戸市全域

### 四 作業期間

令和三年十二月一日から令和四年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画及び加須都市計画下水道古利根川流域下水道

### 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

久喜市吉羽の一部

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所及び久喜市建

設部都市計画課

### 四 縦覧期間

令和三年十二月四日から令和三年十二月十七日まで

# 告示

## 埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第一項の規定により、次のとおり特約業者の指定を行った。

令和三年十二月三日

埼玉県熊谷県税事務所長 高橋 英樹

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
株式会社カーサン	代表取締役 田島 聡史	埼玉県本庄市児玉町児玉南三丁目十番十一号	令和三年十二月一日

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市栄町一〇番一〇地先から同 市緑町二六番一二地先まで		区 間
一三・六五〇 二一・二五	一三・五四〇 一三・六八	敷地の幅員 (メートル)
一一三・五三		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

路 線 名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	飯能市栄町一〇番一〇地先から同市緑町二六番一〇地先まで
供用開始の期日	令和三年十二月三日
備 考	令和三年十二月三日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二二二・五三メートル

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年十二月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

#### 一 許可番号

令和三年四月二十二日

指令川建セ第〇二〇二七〇号

#### 二 検査済証番号

令和三年十一月三十日

川建セ第〇三〇一六号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字大平四百四十四番五、四百四十六番八

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市浅羽野三丁目六番地三 カン・カロロ I-1101

富田 大輔

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第193号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により告示する。

令和3年12月3日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

## 1 審査の種類

### (1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引<sup>けん</sup>免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

### (2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引<sup>けん</sup>免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

## 2 審査期日等

### (1) 期日

#### ア 論文審査

令和4年1月8日（土）

#### イ 技能審査

令和4年1月15日（土）及び1月25日（火）から1月29日（土）までのうち指定する日

#### ウ 面接審査

令和4年2月1日（火）から2月4日（金）までのうち指定する日

### (2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

## 3 申請手続

### (1) 申請期間

令和3年12月3日（金）から12月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日  
午前8時30分から午後5時15分までの間

### (2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

### (3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

## 4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）